平成２１年（フ）第１７１号
青森県三戸郡南部町大字平字野場５番地２、前住所東京都多摩市諏訪１丁目15番地の３　セイコウハイツ202
債務者　野田　一司
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７４号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字志民22番地８
債務者　柳谷百合子
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第１７７号
青森県八戸市大字田面木字下田面木８番地１、前住所青森県八戸市大字田面木字下田面木８番地
債務者　上野　貴志
1　決定年月日時　平成21年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第４２９号
岩手県北上市さくら通り５丁目７の９　ＪＯＹＩ103、住民票上の住所盛岡市中央通１丁目３番18号
債務者　渡邊　史子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６５号
盛岡市湯沢西３丁目１番６号
債務者　中屋華代子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４６７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻鎌田東２番地１、住民票上の住所岩手県北上市相去町山根梨の木15番地46　オーシャンハイツ02　201号
債務者　及川　　純
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７５号
岩手県紫波郡紫波町桜町字浦田40番地
債務者　髙橋　義男
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４７８号
盛岡市大館町26番46―200Ｂ号
債務者　階　　正之
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４８７号
岩手県北上市里分６地割102番地３　川岸団地２号、旧住所岩手県北上市下江釣子11地割15番地　野中住宅２―303号
債務者　髙橋　文枝
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４９０号
盛岡市東仙北２丁目８番４号　メゾン長月Ｃ―２号
債務者　堤内　賢祐
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第５０２号
岩手県二戸郡一戸町姉帯字野馬鹿66番地
債務者　昆　奈保子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第４０号
宮城県気仙沼市四反田104番地４　熊昌アパート６号
債務者　堀尾りん子
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第４３号
宮城県本吉郡南三陸町志津川字下保呂毛97番地１
債務者　及川　保雄
1　決定年月日時　平成21年７月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２１年（フ）第２９４号
群馬県高崎市上並榎町178　ビブレ並榎301号室、住民票上の住所群馬県高崎市井野町62番地１　井野公社賃貸住宅42Ｂ―８号吉田方
債務者　堀江　崇之
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５８８号
埼玉県南埼玉郡白岡町西１丁目11番10号
債務者　有坂　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第６４９号
さいたま市西区三橋６丁目461番地９
債務者　笹原　広明
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　さいたま地方裁判所第３民事部破産係